平成２２年（フ）第１８８号
長崎県長崎市寄合町２番15号　万平ハイツ303
債務者　中尾　和美
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西５丁目18番地
債務者　猪股　久之
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９８号
宮崎県日向市大字財光寺1325番地１
債務者　甲斐　　稔
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１０９号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目13番３―302号
債務者　川﨑亜由美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２１号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目132番地６　３階
債務者　仲嶺真一郎
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２３号
沖縄県那覇市識名４丁目３番２号　末吉アパート301
債務者　具志堅和彦
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５２号
沖縄県那覇市字仲井真355番地１　大紀マンションⅡ　302
債務者　中村かおり
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３０号
山形県新庄市若葉町23番３号　パークハイツ301
債務者　伊藤　顕司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第３０６号
岐阜市敷島町９丁目86番地
債務者　桐山　　勲
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
山口県下松市楠木町１丁目８番16号　堀の内ビル302号、前住所山口県周南市河東町６番16―403号
債務者　江口　蔦江
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２５６号
熊本市大江６丁目25番19号　菅ビル302、住民票上の住所熊本市大江５丁目７番４号
債務者　江﨑　智洋
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９２号
熊本市田崎３丁目７番５―15号
債務者　松本　照代
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９５号
熊本市国府本町８番１号　オクヤマハイツ201号
債務者　堤　恵理奈（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１６号
愛知県愛西市勝幡町五反分1145番地２
債務者　島﨑　訓一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７９号
名古屋市瑞穂区河岸町３丁目７番地の２　フォーブル妙音通103号
債務者　髙橋　道雄
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４号
三重県鈴鹿市北玉垣町1878番地の13
債務者　磯島ルミ子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の１　市営住宅Ｂ棟582―20
債務者　唐田　憂子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
津地方裁判所破産係